

連携開設科目の開設及び実施に係る協議事項について

【経緯】

大学設置基準に基づき、連携開設科目を開設等する大学は、連携開設科目の開設・実施に関し、以下の事項を協議することとなっている。

- (1) 授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画に関する事項
- (2) 学修の成果に係る評価に当たっての基準に関する事項
- (3) 履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項
- (4) これらのほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項

これらの事項は、昨年度、連携教育開発機構設置準備室会議及びその下の教養教育ワーキンググループにおいて、連携開設科目の具体化を進める中で協議され、決定してきたが、上記(1)から(4)までとの対応関係が不明瞭となっている。

このため、上記項目に沿って、改めて、これまで協議した結果について整理する。

【整理した協議結果】

別紙のとおり。

【参考:大学設置基準 第十九条の二】

- 3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

↓

- 一 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画に関する事項
- 二 学修の成果に係る評価に当たっての基準に関する事項
- 三 履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項

[令和3年文部科学省告示第19号]

奈良教育大学及び奈良女子大学における連携開設科目の開設及び実施について(協議結果)

奈良教育大学及び奈良女子大学(以下「両大学」)は、次の(1)から(4)までの事項に掲げるこれまでの両大学での協議に基づき、連携開設科目を開設し、及び実施することとする。

(1) 授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画に関する事項

- ・ 両大学は、他の授業科目と同様、シラバス作成時に、各連携開設科目の授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画を策定する。
- ・ 両大学は、上記授業の方法等に係る必要な情報を、他方の大学に提供する。
- ・ 両大学は、上記により提供を受けた情報を、自大学のシラバス上に記載することなどにより、自大学の学生に周知する。

(2) 学修の成果に係る評価に当たっての基準に関する事項

- ・ 両大学の成績評価基準の対応関係は、以下のとおりとする。

奈良教育大学		奈良女子大学	
A(100点～90点)	到達目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている。	S(90点以上)	所期の目標を十分に達成し、傑出した水準に達している。
B(89点～80点)	到達目標を十分に達成している。	A(80点以上90点未満)	所期の目標の達成度が優れている。
C(79点～70点)	到達目標を達成している。	B(70点以上80点未満)	所期の目標の達成度が良好である。
D(69点～60点)	到達目標を最低限度達成している。	C(60点以上70点未満)	所期の目標を達成している。
E(59点～0点)	到達目標を達成していると思えない。	E(60点未満)	所期の目標を達成していないので単位が認定されない。

- ・ 両大学は、上記基準の対応関係について、連携開設科目を履修する自大学の学生に周知する。

(3) 履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項

- ・ 両大学は、履修に係る学生の移動等の負担を軽減し学修機会を確保するため、対面授業に相当する教育効果を有することに十分留意した上で、一部の連携開設科目の実施において、遠隔授業等を取り入れる。

(4) これらのほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項

- ・ 両大学は、連携協力しながら、以下の事項その他連携開設科目を開設し及び実施するために必要な事項を定めた要項等を策定する。
 - ✓ 連携開設科目となる授業科目
 - ✓ 連携開設科目の学生への周知に関すること
 - ✓ 連携開設科目の履修登録に関すること
 - ✓ 連携開設科目の成績評価に関すること

【留意事項】

- ・ 連携開設科目に関する改善、見直しを行うため、定期的・継続的に連携教育開発センター運営委員会及び教養教育チーム会議を開催することとする。